

液化石油ガス販売事業者 各位

特定商取引法の一部改正に伴い、令和4年6月1日からお客様からのクーリング・オフの通知が、従来の書面に加えて、電磁的記録（電子メールの送付等）で行えるようになりました。

これにより、特定商取引法の契約書面に、電磁的記録でクーリング・オフができる旨を記載することが義務付けられましたので、当協会で作成している「液化石油ガス販売通知書」の6ページ「⑬クーリング・オフ制度のお知らせ」について、別紙のとおり改正いたしました。

お客様に「液化石油ガス販売通知書」を交付する際は、必ず改正後のお知らせ文を差し込んでいただき、改正前のお知らせ文は×などを記載して、新旧がわかりやすくしていただくようお願いいたします。

一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会

13 クーリング・オフ制度のお知らせ

別記の「クーリング・オフのお知らせ」の規定の対象のお客様は、LPガス販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等に当たる場合のみ」に適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

別記

クーリング・オフのお知らせ

- お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下図参照）又は電磁的記録（電子メール等）により、無条件で申し込みの撤回を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は、書面又は電磁的記録による通知を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その代金が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
- この場合お客様は、
  - ① 損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。
  - ② すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
  - ③ すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
  - ④ 商品を使用若しくは消費し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。また、役務の提供を受けた又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
  - ⑤ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、又は威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。

※はがきの場合は下図のように「ハガキ」等に必要事項をご記入の上、販売店宛て郵送してください。

郵便はがき		右	
<input type="checkbox"/> 切手		記	○ ○ ○ ○ 契
	住	日	商 電 販 販 約
	所	付	品 話 売 売 日
	○	の	名 番 店 店
	○ 販	契	・ 号 住 名
	○ 売	約	役 所 ○
電 話 番 号	課 御 中 社	は	務 年
こ 住 所	株 式 会 社	解	の ○
ご 住 所	御 中 会 社	除	種 月
約 所	御 中 会 社	し	類 ○
者	御 中 会 社	ま	す 日
名	御 中 会 社	す。	

1. 上述の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。
2. そのほか、記入するものとしては、①商品等の金額、②支払った金額（〇〇〇円）の返金を要求する旨、③振り込み先、④既に受け取っている商品を早急に引き取ってもらうことなどを記入する。

※電磁的記録によるクーリング・オフについては以下のとおりお願いいたします。

- ホームページ ( )
- E-MAIL ( )
- FAX番号 ( )
- その他 ( )